

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 28 年 1 月 4 日に提起された、平成 27 年 12 月 18 日付け生活保護法 63 条の規定に基づく費用返還金の決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分を取り消す。

### 理 由

#### 第 1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるというものである。

##### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、前住居の大家（以下「大家」という。）の都合により退去するように求められ、現住居への転居を余儀なくされたが、転居前において近隣に住む叔母と共有していた冷蔵庫、洗濯機、炊飯器（以下「家

電製品」という。)について、叔母がこれらを持って転居し、大家も現物支給には応じなかったことから、請求人は転居後に家電製品を所有していなかった。請求人が大家から受け取った立退料について、処分庁が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）63 条の規定に基づく費用返還金額を決定する際に、請求人は、家電製品を購入する費用を収入認定しないよう処分庁に求めたが、処分庁は、請求人の求めを認めることなく費用返還額を決定した。請求人は、本件処分について不服があるため、その取消を求め、本件審査請求を行ったものである。

## 第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 27 年 2 月 26 日、請求人は、処分庁に対し、大家から同年 4 月 30 日までに前住居から退去するよう求められた旨の法 61 条による届出書を提出した。当該届出書に添付した大家の請求人あて文書には「此の度、アパート空営を止めることになりました。老朽化して補修ができませんので安全に問題があるのです。期限は 4 月 30 日であります。甚だ勝手ですが宜敷お願いします。」と記載がある。
- 2 平成 27 年 6 月 18 日、請求人は、前住居から現住居に転居した。
- 3 平成 27 年 6 月 30 日、請求人は、処分庁職員が現住居を訪問した際に、家電製品について、前住居では叔母と共同利用していたことから、転居後には所有していないことを伝えた。
- 4 平成 27 年 7 月 20 日、請求人は、請求人の代理人である弁護士（以下「弁護士」という。）を通じ、大家、住居の契約者である請求人の母及び請求人の 3 者による合意書（以下「合意書」という。）を交わした。合意書には、大家は、請求人に対し、解決金 ■■■■■ 円（=立退料 ■■■■■ 円－未払い家賃 ■■■■■ 円）の支払い義務があり、同日、その一部として ■■■■■ 円を大家から弁護士が受領した旨、また、大家は、請求人の母に対し、敷金返還債務 ■■■■■ 円の支払い義務があり、同日、これを大家から請求人の母が受領した旨の記載がある。
- 5 平成 27 年 7 月 22 日、請求人は、処分庁に対し、示談が成立し合意書を交わしたこと及び立退料の一部を用いて家電製品を購入したい旨を伝えた。
- 6 平成 27 年 7 月 27 日、請求人は、処分庁に対し、立退料の一部を用いて家電製品を購入したい旨の届出書及び見積書を提出した。

- 7 平成 27 年 9 月 10 日、処分庁は、診断会議を開催し、立退料から、必要経費として法テラスへの支払い、弁護士費用、その他収入の控除、転居の際支払った鍵交換費用、未払い家賃を控除した金額を収入認定することを決定し、家電製品の購入費用は収入認定控除額に含まれておらず、ケース記録に具体的な判断理由の記載はない。
- 8 平成 27 年 9 月 18 日、処分庁は、請求人に対し、同月 10 日の診断会議における結果を伝え、家電製品の購入費用については、控除された金額で購入するか、社会福祉協議会の貸付制度を利用することを勧めた。
- 9 平成 27 年 12 月 7 日、請求人は、処分庁に対し、請求人が大家から受領した立退料に係る収入認定についての弁護士の意見書を提出し、家電製品の購入費用を収入認定額から除外するよう、再度、診断会議に諮ってほしい旨を伝えた。
- 10 平成 27 年 12 月 8 日、処分庁は、香川県社会福祉協議会に対し、請求人が行った家電製品の購入費用の貸付申請に関する承認書を交付した。
- 11 平成 27 年 12 月 10 日、処分庁は、請求人の申し出を受け、改めて診断会議を開催し、家電製品の購入費用を立退料の収入認定額から除外することについては認めないこととした。なお、ケース記録に具体的な判断理由の記載はない。
- 12 平成 27 年 12 月 14 日、請求人は、処分庁に対し、同年 9 月 7 日に現金で立退料 ■■■■ 円を弁護士から受領した旨の法 61 条による届出書を提出した。同金額の説明書きには、大家から ■■■■ 円を受領し、これから着手金差額 ■■■■ 円、法テラス償還金 ■■■■ 円、転居に伴うごみ撤去代金 ■■■■ 円及び弁護士費用 ■■■■ 円を差し引いた残金である旨の記載がある。
- 13 平成 27 年 12 月 18 日、処分庁は、請求人に対する本件処分を決定した。本件処分の決裁における費用返還金検討票には「資力総額 ■■■■ 円、資力発生日 H27. 3. 1～H27. 9. 1」とあり、返還決定額の積算表には、次のとおり記載されている。

	27 年 3 月～27 年 9 月	合 計
A 総支給額	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>
B 資力総額	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>
C 必要経費	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>
D 収入認定分	<span style="background-color: black; color: black;">■■</span>	<span style="background-color: black; color: black;">■■</span>
E 返還対象額	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>

( A>B のとき B-(C+D)=E, A<B のとき A-(C+D)=E。 )			
F	原状回復費	■■■■	■■■■
	自立更生費	■■■■	■■■■
	自立更生費	■■■■	■■■■
	返還決定額 ( E-F )	■■■■	■■■■

また、添付された控除内訳に係る資料には、次のとおり記載されている。

解決金 ■■■■ 円  
 着手金差額分 ■■■■ 円  
 法テラス費用 ■■■■ 円  
 ごみ撤去費用 ■■■■ 円  
 弁護士費用 ■■■■ 円  
 未払い家賃（保護開始前のものと確認） ■■■■ 円  
 敷金（契約を母親名義で行っていたため、母親に  
 敷金の返還があるが、現在主が預かっている状態） ■■■■ 円  
 その他収入の控除 ■■■■ 円  
 鍵交換費用（転居時に主が自己負担） ■■■■ 円  
 残金 ■■■■ 円

14 平成 27 年 12 月 25 日、処分庁は、請求人に対し、本件処分に係る決定通知書（以下「決定通知書」という。）を送付した。決定通知書には、「あなたが受領した平成 26 年 12 月分以降の保護費の過支給分については、生活保護法第 63 条による返還の対象となります。よって、次のとおり返還金を決定したので通知します。

記 1 費用返還請求額 ■■■■ 円 2 納入方法 納入通知書による納付」と記載されているが、法 63 条に基づく費用返還義務が生じた理由や、資力の発生時期、資力の額、返還対象となる保護費支弁額についての記載はない。

### 第3 判断

1 法 63 条に基づく保護費の費用返還及び収入として認定しないものの取扱いについては、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 費用返還義務について、法 63 条に「被保護者が、急迫の場合等において資力

があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とある。

(2) 収入として認定しないものの取扱いについて、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8-3-(3)に「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。…（略）… ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額 …（略）… オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額…（略）…」とある。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8 の 2 に「…（略）…（3）貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。…（略）… オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの…（略）…（オ）日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金、（4）自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。…（略）… また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。…（略）…」とある。

(4) 自立更生のための用途に供される額の認定基準について、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 8 の 40 には「問 局長通知第 8 の 2 の（3）及び（4）にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。 答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるもの

としては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。…(略)…

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費…

(略)… (2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費…(略)… ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額 …(略)… 」とある。

(5) 法 63 条に基づく費用返還の取扱いについて、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1の(1)に「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。…(略)…③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）」第 8 の 3 の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 8 の 40 の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取扱いして差しつかえない。）④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。…(略)…(エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額 …(略)… 」とある。

(6) 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金については、自然災害のみならず、他人の行為又は不作為を含み、本人の責めに帰し得ない事由によって被保護者が損害を受けたことにより支払われるものである旨の厚生省保護課の見解が示されている（昭和 43 年 4 月号「生活と福

社」の「生活保護掲示板」に掲載)。

2. これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、上記第2の1から6までのとおり、本人の責に帰し得ない事由により大家から退去を求められ、止むを得ず現住居へ転居した際に、家電製品を購入する必要が生じたことから、その購入費用について、処分庁に対し、事前に届出をするとともに、当該費用について、立退料を収入認定額から除外するよう求めたものと認められる。

これに対し、処分庁は、上記第2の7から11までのとおり、診断会議を開催し、請求人が家電製品を購入する費用について、法63条に基づく費用返還額から控除しないことを決定し、当該費用については、請求人に対し、社会福祉協議会の貸付制度を利用することを勧め、当該貸付に関する承認書を交付している。請求人が求める家電製品を購入する費用について、処分庁は、当該経費を次官通知第8-3-(3)-ウに該当する「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」として、社会福祉協議会の貸付制度を利用することを承認しているものであるが、一方、立退料を収入認定する際の控除額の認定にあたっては、同じ用途に当てられるにもかかわらず、次官通知第8-3-(3)-オに該当する「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」として認定していない。「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金」とは、自然災害のみならず、他人の行為又は不作為など、本人の責めに帰し得ない事由によって損害を受けたことを原因として支払われる補償金等であり、大家から請求人に支払われた立退料は、これに該当する。請求人が家電製品を購入することについて、当該被保護世帯の自立更生に当てられるものと判断しているのであれば、家電製品の購入費用について、認定額自体の検討は要するものの、次官通知第8-3-(3)-オに該当するものとして収入認定額から除外する余地はあると言わざるを得ない。

さらに加えて、処分庁は、上記第2の12及び13のとおり、請求人から提出された立退料を受領した旨の届出書を受け、本件処分による返還金額を決定しているが、費用返還金検討票の記載には、資力総額について、合意書で請求人の母の収入として記載されている敷金返還金について、請求人の収入に合算した上で控除している

こと、自立更生に当てる額として認められない保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額について控除した額を認定していること、また、合意書により立退料に係る請求人の請求権が確定したことを踏まえれば、資力の発生日は合意書の日付である平成27年7月20日と考えられることから、返還金額を積算した費用返還金検討票については、総支給額、資力総額、必要経費の認定において誤りがある。

また、上記第2の14のとおり、決定通知書には、法の適用条項、費用返還請求額について記載しているが、不利益処分の理由の付記にあたっては、どのような事実に基づいてどのような法的理由により処分が行われたか相手方において十分認識しうる程度に示す必要があり、費用返還義務が生じた理由や、資力の発生時期、資力の額、返還対象となる保護費支弁額について記載していないことから、不利益処分の理由の付記として、不十分であると言わざるを得ない。

よって、本件処分は、法及び通知に基づき適正になされたものとは認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

#### 第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則3条に基づき、改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成28年6月9日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

